

300日規定の現状と課題

離婚後300日内出産、生後3か月まだ無戸籍



東京都江戸川区の男性宅に届いた「調停」の呼び出し状。
「いきなり、見ず知らずの子どもとの親子関係を否認してくれと言われても」

「前夫の子」推定の壁、調停に時間

離婚後300日以内に出産した子を一律に「前夫の子」と推定する民法772条が問題になっている。再婚相手の実の父の戸籍に入れるためには裁判手続きが必要で、関係者の大きな負担になっているからだ。今国会での新法制定など、政府に早急な対応を求める声があがっている。

昨年12月上旬、東京都江戸川区の男性(40)に突然、東京家庭裁判所から一通の茶封筒が届いた。中には、親子関係を否認するための調停の呼び出し状が入っていた。「何かの詐欺かとも思い弁護士に相談して初めて、民法772条を知りました」前妻は離婚から231日目に子どもを出産していた。300日規定のため、このままでは、見ず知らずの子どもが、前夫である自分の戸籍に入ってしまうので、裁判手続きが必要だと聞かされた。約10日後、年末の忙しい中、仕事を休んで調停に出ると、前妻との性生活などを質問された。「まるで何か悪いことをしたような感じで、嫌な気でした」と憤る。

民法772条は、子どもの権利擁護のため、戸籍を確定し、扶養義務を負う父親を明確にするのが目的だった。しかし、市民団体「mネット・民法改正情報ネットワーク」(東京)共同代表の坂本洋子さんは「法が施行された1898年とは男女の関係は大きく変化し、かえって弊害となるケースも出てきた」と指摘する。

東京都墨田区の女性(38)の出産予定日は、離婚後343日目だった。しかし、切迫早産のため昨年12月30日、帝王切開で出産した。区役所に、今の夫を父とする出生届を出したが、離婚から292日目だったため、受理されなかった。「前夫の戸籍に入れるか、家裁に調停を申し入れるしかない」と言われ、今の夫に認知を求める調停を東京家裁に申し立てた。出産当時1194グラムだった体重は3か月後の現在3000グラムを超えた。元気に育っているが、いまだ無戸籍のため、乳幼児医療の補助も受けられない。「明らかに今の夫の子どもなのに、裁判手続きをしないと認められないのはおかしい。DNA鑑定に約16万円もかかった。精神面、費用面の負担も大きい」と話す。
(2007年3月20日 読売新聞)

離婚「300日」規定の苦悩

- 現夫の子供でも、離婚前の夫の子供とされるケースの例



(2007年2月27日 読売新聞)

一律「前夫の子」 救済策に課題…法務省

離婚から300日以内に出生した子供を、一律に前夫との婚姻中に妊娠したものとみなす民法の規定に阻まれ、再婚した夫の戸籍に我が子をいれられない女性たちの救済策について、法務省が頭を悩ませている。明治時代に作られた民法772条は、離婚後300日以内に生まれた子供を前夫との子供とみなす。医学の進歩で可能になった極端な早産などは想定外だ。医学的に今の夫との親子関係が証明できても、子供を今の夫の戸籍に入れるには、前夫が「自分の子供ではない」と裁判で証言するか、今の夫に認知を求める法的手続きが必要になる。この「300日問題」に悩む女性を支援するNPO団体「親子法改正研究会」(大阪市)は先月、法務省に法改正などを求める要望書を提出した。(2007年2月27日 読売新聞)

特例新法を月内提出へ／与党チームが確認

自民、公明両党は3日、離婚後300日以内に生まれた子を一律に「前夫の子」として扱う民法規定の見直しに向けた合同プロジェクトチームの初会合を開き、女性の再婚禁止期間を現行の離婚後6カ月間から100日間に短縮する項目も含む特例新法を月内に国会へ提出する方針を確認した。来週初めまでに法案要綱を作成、提出に向けた各党内手続きを進め、早ければ5月の新法施行を目指す。300日規定の見直しについては与党内の異論が少なく実現する可能性が出てきたが、再婚禁止期間の短縮については自民党の中川昭一政調会長らが慎重な考えを示しており、なお調整が必要となりそうだ。(2007年4月3日四国新聞 SHIKOKUNews)

<世界の再婚禁止期間の例>

- フランス:女性に300日の再婚禁止期間→2004年に廃止
- 北欧諸国:10カ月の禁止期間→1968~69年に廃止
- 中国:なし、オランダ:1987年に廃止
- オーストリア:1983年に廃止、ドイツ:1998年に廃止
- タイ:女性のみ10カ月だが、医師の証明書があれば再婚可

(出典:AERA 2007年4月2日号)

300日問題 法務省通達へ

◆300日問題に関する救済策

約109万 2005年度の 出生届の件数 離婚後300日 以内の出生 約2800人	妊娠時期	法務省通達	当初の与党PT案	今後検討される救済策
	離婚後	医師証明で「再婚相手の子」などに	法務省通達と同一	—
	離婚前	対象とせず	再婚を条件に、DNA鑑定などで「再婚相手の子」に	長期間別居＝離婚調停調書、旅券の出入国記録、在留証明書などの戸籍窓口で「再婚相手の子」として受理 前夫と同居＝裁判手続き軽減

(法務省推計などから作成)

救済1割程度 離婚前妊娠は対象外

離婚後300日以内に生まれた子を「前夫の子」とみなす民法の嫡出推定の見直し問題で、法務省は大型連休明けにも、離婚後の妊娠が医師証明書で確認できれば、「実際の父の子」として

の出生届を認める通達を出す。しかし、離婚前に妊娠したケースは救済対象とならないため、与党は新たなプロジェクトチーム(PT)を設置し、この問題の検討を続ける方針だ。

(2007年5月1日 読売新聞)

離婚後300日以内に生まれた子に関し、妊娠が離婚後なら実際の父親の子と認める救済措置が始まった21日、市区町村の窓口へ提出された出生届は、全国で少なくとも20件に達したことが法務省の集計で分かった。出生届があったのは13都道府県で、内訳は東京4件、神奈川、広島各3件、北海道、宮城、埼玉、静岡、三重、大阪、岡山、山口、鹿児島、沖縄各1件。

(5月21日22時0分配信 時事通信)

このように、民法772条にある300日規定が様々な論争を巻き起こしている。民法の改正に対しても賛否両論あるが、生まれてきた子供達が無国籍のままになる、乳幼児医療などの行政サービスを受けられない、旅券発給が出来ず旅行に行けないなどの事態が起こっている。いずれにしても、何の罪もない子供達がこのような不利益を被ることなど決してあってはならないと私は思う。明治時代に作られた法律をライフスタイルも男女の在り方、婚姻様式や考え方も変わってきている現在の社会において、そのまま適用しようとする事自体に無理があるように思われてならない。

現在の日本の民法では、離婚してから300日以内に誕生した子は前夫の子として扱われることになっている。その為、実際には現夫の子であっても予定日通りに生まれず、早産などになってしまった場合には上記の記事のように前夫の子として扱われる。出生届を出しても受理されず、戸籍が作成出来ない為、住民登録も出来ない。更に、前夫の戸籍に入れられるという矛盾が生じることになる。現夫の子として認められる様にする為にはDNA鑑定や現夫に認知(強制認知)を求める調停を家裁に申し立てること、または、前夫が出生を知ってから一年以内に自分の子ではないという(摘出否認)の訴えを起こすか、母や子が前夫に対して親子関係に無いという(親子関係不存在確認)裁判を起こし、調停で自分の子ではないことを証言してもらうことが必要となる。現夫の子であることが明らかなのに現夫に対して認知を求めなければならない女性の気持ちを察すると居たたまれない気持ちで一杯になる。このようなケースに直面し、悩み苦しんでいる女性は年間三千五百人を超えるとも言われており、早急な対策が取られなければ、今後ますます増加するおそれがあると考えられる。

離婚をするに至った経緯も個々によって様々であり、調停を申し立てたり、特に女性は氏名などの様々な変更手続きを行ったりしなければならず、かなりの時間や体力、気力、費用などを要するのではないだろうか。その為、身体的、精神的、経済的負担なども大きいと思われる。その上、ようやく新たなパートナーと出会い、新しい命を授かり、新しい人生を歩もうとしている幸せが、離婚後300日以内に出産してしまうことによって、思いもよらない民法の壁に阻まれ、たちまち一変して、再び悩み苦しむ日々がやって来るのである。

現夫は自分の子であるにも関わらず、妻の前夫の戸籍に入れられてしまい、前夫は自分の子ではない見ず知らずの子を自分の戸籍に入れられてしまうのである。また、女性は再婚や出産、現在の居場所などのプライベートな情報を前夫に知られてしまうことも起こってくる。DV(配偶者からの暴力)によって離婚した場合などでは、女性は前夫に連絡を取ることさえも恐怖を覚えるであろう。ましてや、調停で実際に会い、証言してもらうなどということは、かなりの恐怖や精神的苦痛を伴うのではないだろうか。また、離婚をした後も協力的な前夫は少ないのが現実であるだろうし、前夫の子とされることが嫌で、出生届を出せずにいる母親もいるだろう。現夫にとっても、前夫にとっても、女性にとって

も、そして誰よりも、生まれてきた子にとって、これ以上理不尽な法律はないのではないだろうか。子供は親を選ぶことは出来ない。この世に生まれてきた以上、一人の人間として尊重されなければならないと思う。

現在の社会に適合するように、時代に合った民法の改正が必要不可欠であると思う。妊娠から出産までの間は何時、何が起こるか分からない。予測がつかない事態が起こることもあり得るということを忘れてはならないと思う。出産は予定日通りとは限らず、様々な理由により早産となる可能性も考えられる。また、前夫が、なかなか離婚に応じない場合には、長期に別居した後に離婚が成立することもあるだろう。長期の別居中に新たなパートナーと出会い、新たな命を授かることも考えられる。それを一律に離婚後 300 日以内に生まれた子は前夫の子としてしまうことにはやはり疑問を感じる。

日本では民法 772 条と併せて、733 条で女性の再婚禁止期間を 6 カ月としており、自民党と公明党のプロジェクトチーム(PT)が女性の再婚禁止期間を 6 カ月から 100 日に短縮することを特例新法に盛り込む考えを明らかにしている。772 条では前述のように、離婚後 300 日以内に生まれた子は前夫の子とされるが、結婚してから 200 日を過ぎた後に生まれた子の父親は現夫の子と推定される為、この両方が重ならない 100 日を女性の再婚禁止期間とするという考えである。100 日より短くしてしまうと生まれてきた子が前夫とされる期間と現夫とされる期間が重なり、どちらの子であるか分からなくなる為、これより短くは出来ないという考えである。これは、計算上はつじつまが合うようであるが、これにより全ての対象者が救われるとは考えにくい。

現時点では、300 日規定の救済策として 2007 年 5 月 21 日より、法務省は離婚後に妊娠したことを示す医師の証明書があれば現夫の子として例外的に扱う法務省通達の運用を適用しているが、離婚前に妊娠した場合には適用されない為、300 日規定の対象者の一部しか救われていないのが現状のようである。また、特例新法に再婚禁止期間を 100 日に短縮することを盛り込んだからといって、この問題の根本的な解決策にはならないと思う。確かに、再婚禁止期間や 300 日規定を設けなければ、子供の父親がはっきり分からなくなり、不倫を助長し、家族関係に変調を来すおそれがあるという考えも否めない。

しかし、現在の民法の規定により、無国籍になっている子供達が存在するのも事実である。前夫の子であるか現夫の子であるかよりも、子供達の生活や権利、将来に関わる重大な問題であることを受け止め、もっと柔軟な対応が必要なのではないだろうか。このような現状も踏まえた上で、法務省は再度、民法を見直す必要があると私は考える。

私個人としては、現在の社会においては考え方もライフスタイルも変化していることを踏まえ、再婚禁止期間を廃止してみるのもよいのではないかと思う。再婚後に生まれた子は現夫の子として認めるのというのが自然な考え方なのではないだろうか。また、どうしても再婚禁止期間を設けることが必要であるならば、医師によって、妊娠していないという証明がある場合や妊娠している場合にも、前夫の子でないという証明があれば、再婚を可能にするなどの特例措置を設けてもよいのではないかと考える。

いずれにしても、時代や人々を取り巻く環境は刻々と変化しており、明治時代に定められた法律を現在の社会にそのまま適用するには無理が生じているというのが現状である。それぞれの変化に合わせて柔軟に対応することが、今後の課題であると思う。そして、全ての女性が安心して子供を産み育てることができ、子供が健やかに成長できる社会を作らなくてはならないと思う。